

環循規発第 1710024 号
環循施発第 1710021 号
平成 29 年 10 月 2 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく
行政処分等の実施について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

さて、平成 28 年 8 月に施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 34 号）において、処分期間内の適正かつ確実な処理のため、種々の措置がなされたところである。

特に、平成 30 年 3 月末日には、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーに関し、全国で最初に処分期間の末日を迎えることを踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）に基づく行政処分等の実施について、別添のとおり留意事項を取りまとめたので通知する。

各都道府県・政令市におかれでは、別添記載の事項に留意しつつ、法の適正な運用にご協力いただきたい。また、個別事案の対応に当たっては、必要に応じ、各地方環境事務所と連携いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別添

第1 総論

本通知は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「ポリ塩化ビフェニル特別措置法」という。）に基づく報告徴収及び立入検査、改善命令、代執行などの行政処分並びにそれに付随する行政指導等（以下「行政処分等」という。）の実施に当たり、特に留意すべき点について考え方を示すものである。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関しては、ポリ塩化ビフェニル特別措置法に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の定めるところによるものとされており（ポリ塩化ビフェニル特別措置法第1条第2項）、ポリ塩化ビフェニル特別措置法は廃棄物処理法のいわゆる特別法とされていることから、本通知に示したほか、行政処分等の実施に係る一般的な事項については、一般法たる廃棄物処理法の考え方を示した「行政処分の指針（平成25年3月29日環廃産発第130329911号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）」の考え方が当てはまる。

なお、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第13条に基づき都道府県知事（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第8条に規定する市の長を含む。以下同じ。）が処分等措置を行う場合に必要な費用について、独立行政法人環境再生保全機構に設けられているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に対し、国と関係事業者が出えんした資金を活用し、財政的な支援を行うこととしているところ、当該支援を受けるに当たっても、ポリ塩化ビフェニル特別措置法に基づく行政処分等については、下記の点に留意しつつ実施されたい。

第2 報告徴収、立入検査

1. 趣旨

報告徴収及び立入検査は、ポリ塩化ビフェニル特別措置法に基づく改善命令、代執行等を始めとして、同法の施行の前提となる事実の把握等を行うための都道府県知事の権限である。これを積極的に活用されつつ、法の適正な運用を図られたい。

2. 要件

ポリ塩化ビフェニル特別措置法第24条及び第25条に規定するとおり、同法に基づく報告徴収及び立入検査は、保管等の状況の届出を行った「保管事業者」に加え、廃棄の見込みの届出を行った「所有事業者」、さらには、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の疑いのある物を保管している事業者及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の疑いのある物を所有している事業者についても対象としている。この「疑いのある物」とは、通常その物自体の状況、その物の設置場所の状況（製品の型式等や製品が設置されている建物の建築年数等を考慮し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蓋然性が高い（例えば、昭和52年3月までに建築・改修された建物に使用された安定器は、ポリ塩化ビフェニルを使用していた可能性が高い等。）。

等により、社会通念に照らし判断されるものであるが、「PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル」等を参考に判断いただきたい。なお、当該マニュアルに基づいて実施した掘り起こし調査により上記の要件に該当した物については、「疑いのある物」と解して差し支えない。

以上を踏まえ、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である可能性があると判断できる場合には、その物を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の疑いのある物」と解し、必要な限度において、その物を所有している事業者に対し報告徴収又は立入検査を実施して差し支えない。

また、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第 24 条及び第 25 条に規定する「その他の関係者」とは、保管事業者等の代表者、役員等及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管している事業者の代表者、役員等がこれに当たると解される。さらに、同法第 19 条において高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について読み替えて準用する第 24 条及び第 25 条に規定する「その他の関係者」とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者から同製品を借り受け使用している別の事業者等（例えば、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用安定器を使用している工場をテナントとして使用している事業者等）が想定されるところ、当該製品に係る必要な情報収集、事実の把握等を行うためには、当該製品を使用している事業者に報告を求め、又はその事業場に立ち入る必要がある場合が想定されるため、このような事業者を「その他の関係者」と解し、法の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査の対象とすること。

都道府県知事は、その職員に、法の施行に必要な限度において、保管事業者等の事務所等その他の場所への立入検査によって、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させること、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の一部を無償で収去させることができること。なお、立入検査の権限の元で、対象となる廃棄物の保管の状況を撮影する等、立入検査の現場の状況を保存するために必要な限度で写真撮影を行うことは許容されるが、実質的に物件の差押えに当たる行為を行うことはできないこと。また、「帳簿書類」には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間内の処分又は処分の委託に必要な資力が保管事業者にあるかを判断するために必要な貸借対照表、損益計算書等の書類も含まれること。さらに、「その他の物件」には、ポリ塩化ビフェニルの漏えいのおそれがある場合の保管施設そのものも含まれ、「検査」としては、ポリ塩化ビフェニルの漏えいの範囲を特定するためのボーリング調査や掘削調査も実施することが可能であること。

3. 内容

ポリ塩化ビフェニル特別措置法に基づく改善命令、代執行等を行うに当たっては、対象となる廃棄物がポリ塩化ビフェニル廃棄物であるかどうか、さらには、高濃度であるか低濃度であるかなど、そもそも同法に基づく改善命令、代執行等の対象となるか否かについて明確化することが必要であり、その際、必要に応じて同法に基づく報告徴収又は立入検査を実施すること。

報告徴収は、報告拒否又は虚偽報告については罰則が適用され、刑罰による間接強制

によってその実効性を担保することから、報告徴収を行う場合には、当該違反行為を行った場合には刑罰が科され得ることを明示すること等により、円滑に処分を進められたい。実際に報告を拒否された場合又は虚偽報告がなされた場合には、捜査機関と協議の上、厳正に対処されたい。また、明示的に報告を拒否する場合のみならず、意図的に報告すべき事項の大部分を報告しない場合等には、報告拒否に当たる可能性が高いものとして、捜査機関と協議の上、厳正に対処されたい。

また、立入検査等の権限は、相手方が拒否した場合にその抵抗を排除してまで実施することは許されないが、立入検査又は立入検査の際の収去の拒否、妨害又は忌避については、罰則が定められているため、立入検査等を行う場合には、当該違反行為を行った場合には、刑罰が科され得ることを明示する等して、円滑に立入検査等を進められたい。実際に立入検査又は立入検査の際の収去の拒否、妨害又は忌避があった場合には、捜査機関と協議の上、厳正に対処されたい。なお、立入検査等を明示的に拒否等する場合でなくとも、保管事業者等や保管事業者等の従業員等が、事実上立入検査等をできない状態を積極的に生じさせる場合には、立入検査拒否、妨害又は忌避として捜査機関と協議の上、厳正に対処されたい。

第3 改善命令

1. 趣旨

保管事業者が、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処分期間内に自ら処分を行わない場合、又は処分を他人に委託しない場合には、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第12条の規定により改善命令の対象となるとともに、当該命令に従わない場合には、罰則の適用がある。

処分期間の末日を経過する前においては、法第11条に基づく指導及び助言を積極的に活用し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実な処分又は処分の委託を促すとともに、処分期間を経過した場合には、改善命令等の厳正な処分を積極的に行い、改善命令に違反した場合には、捜査機関と協議の上厳正に対処すること等により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保されたい。

なお、改善命令については、その一般的な様式を別紙として添付していることから、各都道府県において書式を設定する際に参考とされたい。

2. 要件

本命令の要件は、保管事業者が処分期間内（又は特例処分期限日まで）に自ら処分又は処分を委託しなかったという事実のみであり、当該年度の4月1日時点で、当該要件に合致していると認められる場合は、直ちに必要な手続きを開始し、保管事業者に対し、躊躇することなく命令を行うこと。

当該保管事業者から、自ら処分する予定であるとの主張があった場合でも、処分期間が終了した段階で、現に当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が完了していないければ、法令上の義務を履行していないと認定して差し支えないこと。

また、保管事業者から、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する業者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）と委託契約を行う意思

があるが、未だ準備中であるとの主張があった場合でも、処分期間が終了した時点で現に当事者双方の合意の下で契約が成立している事実がない限り、改善命令の要件に合致するものと認定して差し支えない。なお、委託契約の成立に関し不明確な場合には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者に対し、必要に応じて報告徴収の権限を活用しつつ、契約成立の有無を直接確認すること。

さらに、一旦高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者との間で処分委託契約（以下単に「処分委託契約」という。）を行った後、搬出の手続や料金の支払いを意図的に怠り、結果として保管の状況がそのまま継続することは、適正かつ確実な処理の観点から不適切である。このような事案において、処分委託契約の約款上、処理料金の支払い期限日までに保管事業者から料金の支払いがない場合、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者から当該契約を催告なしに解除できる旨の条項が存在する場合には、契約解除後は、処分委託契約を締結していない状態に戻ることとなる。したがって、その時点で処分期間を経過している場合には、速やかに改善命令を実施するなどにより、迅速かつ厳正に対処いただきたいこと。

未だ自ら処分又は処分の委託を行っていない保管事業者に対しては、処分期間の末日を超えて自ら処分又は処分委託を行わなかった場合、同法第10条第1項又は第3項の違反となり、同法第12条第1項に基づく改善命令の対象となること、同命令に違反した場合には罰則の適用があること等について、処分期間の末日の到来までに十分な時間的余裕を持って、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第11条に基づき、書面により確実に保管事業者本人に伝達することなどにより、保管事業者側が不知のため義務を履行できないような事態を未然に防止するよう指導又は助言を行うこと。また、こうした保管事業者に対する指導又は助言の経緯については、電話や対面により口頭で行ったものを含め、都道府県（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令第8条に規定する市を含む。以下同じ。）の中で記録に残しておくこと。

3. 内容

ポリ塩化ビフェニル特別措置法第12条に基づく改善命令については、自ら処分又は処分の委託を直に行うこととすることになるが、現下の状況に鑑みれば、ほぼ例外なく、当該保管事業者が保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者へ直ちに委託することを命令の内容として差し支えないこと。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者に処分を委託する場合には、併せて収集運搬業者に収集運搬を委託することが必要であることから、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託を命ずる際には、適切な特別管理産業廃棄物収集運搬業者への委託を併せて命令の内容とすること。

また、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への処分委託を行うに当たっては、適正な処分の確保の観点から詳細な性状を把握するための成分の分析や、収集運搬の際の漏えいを防止するための機器の部分的な補修などの付随的な措置が必要となる場合がある。これらの措置は、処分のために必要不可欠な措置であることから、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第12条第1項に規定する「その他必要な措置」に該当するものと解さ

れる。したがって、改善命令の際には、保管事業者に対し、必要に応じてそうした付隨的な措置についても実施するよう命令すること。ただし、対象とする廃棄物のポリ塩化ビフェニル濃度が不明である場合など、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第12条に基づく改善命令の対象となるか否かが不明確である場合には、改善命令の法定要件を満たさないことから、必要に応じてポリ塩化ビフェニル特別措置法第24条又は第25条に基づく報告徴収又は立入検査の権限も活用しつつ、あらかじめ改善命令対象の明確化を図ること。また、こうした改善命令の対象の明確化は、処分期間の末日を待たずに実施し、処分期間の満了後に、ただちに改善命令等の手続に着手できるようにすること。

改善命令を行う場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第18条第2号に基づき履行期限を付すこととされているが、履行期限については、命令日より一ヶ月程度を目安に合理的な期間を取った上で具体的な日をもって指定すること。ただし、改善命令の対象となる保管事業者が中小企業者等の軽減制度の対象となる場合には、その申請から決定までに要する期間を考慮して追加的に期間を定めることも可能であること。また、履行期限までに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者と交わした契約書の写しを当該都道府県に提出する等の確実な方法で、改善命令の履行を証明させることとすること。なお、履行期限が経過した時点で、処分委託契約が締結されていない場合には、直ちに改善命令違反と認定して差し支えないこと。

改善命令違反に対しては、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第33条第1号において罰則が科されていることから、捜査機関とも協議の上、厳正に対処すべきであり、改善命令が履行されないにもかかわらず、漫然と放置するようなことは決して許されるものでないこと。また、改善命令違反を確認した場合は、刑事罰の手続とともに、代執行の実施に向けた手続を直ちに開始すること。

電気事業法に基づく高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物については、事業者から産業保安監督部等（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）に対して廃止届出が出されれば、都道府県からの情報提供依頼に基づき、遅滞なく産業保安監督部等から都道府県に対して情報提供がされることとなっている。都道府県においては、処分期間の終了後に廃止された高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物については、必要に応じて報告徴収又は立入検査の権限を用いつつ、保管事業者に対して直ちに処分委託の予定等を確認し、明確な回答がない場合には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者に対し、処分委託契約締結の有無を確認し、処分委託契約を締結していないとの確認が取れた時点で、現下の状況に鑑みれば、改善命令の対象として差し支えないこと。

また、計画的処理完了期限前に産業保安監督部等により電気事業法に基づく技術基準適合命令を受けた事業者についても、その結果を踏まえ同様に早急な対処を行うこと。さらに、技術基準適合命令の履行が計画的処理完了期限の間際となり、保管事業者に対して処分委託契約の締結の予定等を確認する十分な時間的余裕がない場合には、技術基準適合命令の履行後直ちに改善命令を行うこと。また、同様の事案において、改善命令の履行を待っていたのでは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障を防止できないような場合には、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第13条第1項第

3号の規定を適用し、直ちに代執行に着手することも検討すること。

4. 手続

ポリ塩化ビフェニル特別措置法第12条第1項に基づく改善命令を行う場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会の付与の手続が必要となる。具体的には、同法第29条及び第30条に基づき、原則として、名宛て人に対し、弁明書の提出を求めるこことにより行うこと。

弁明の機会の付与の通知及び改善命令の命令書の送達については、行政処分の指針第7の4の(2)に準拠されたい。なお、被処分者が逮捕、勾留その他の処分により収容されている場合には、民事訴訟法第102条第3項の在監者に対する送達の規定を類推適用して刑事施設の長に命令書を送達されたい。

また、改善命令は、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分に当たることから、同法第13条及び第14条の規定に基づき手続を進めることが必要であること。

改善命令書には、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第13条第1項第1号に該当すると認められるときは、同項の規定により処分等措置の全部又は一部を都道府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該処分等措置に要した費用の徴収をすることがある旨を記載して交付し、代執行の可能性を事前に保管事業者に確知させておくようにすること。

第4 代執行

1. 趣旨

ポリ塩化ビフェニル特別措置法第13条第1項では、改善命令への違反の場合や、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して、都道府県の過失なくして、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を期限内に処分する法的な義務を有する保管事業者が不明確な場合等において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障の生ずるおそれがあることを要件として、都道府県知事が自ら当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置の全部又は一部を講ずることができる旨の規定を設けている。行政代執行法（昭和23年法律第43号）の特例として、簡易迅速な手続により代執行を行うことを可能とするものであり、積極的に活用されたい。

なお、合理的根拠なくして、客観的事情から高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために必要とされる代執行の実施を怠ることは厳に避けるべきである。特に、計画的処理完了期限の到達が迫ってきている状況下においては、速やかに必要な措置を実施し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内処理を確実にされたい。

2. 要件

ポリ塩化ビフェニル特別措置法第13条第1項第1号の「当該命令に係る処分等措置を講じないとき」について、改善命令で示した期限までに措置を講じない場合は当該要件に該当するものである。この点の認定は、「第3 改善命令」も参照されたい。

また、「講ずる見込みがないとき」とは、同法第12条の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた者が、措置を講じないとする意思を明確に表示していること、措

置を講ずるに足りる経理的基礎がないことなど、改善命令の履行期限までに措置が講じられないことが客観的に明らかな場合をいう。

また、同項第2号の「過失がなくて」とは、保管事業者等を確知するために通常必要とされる行政調査を実施した場合又は実施しても確知できないことが明らかである場合をいう。

さらに、同項第3号の「いとまがないとき」とは、計画的処理完了期限の直前に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が発見された場合など、改善命令等を発出するのではなく、直ちに処分等措置を講じなければ、処理可能な施設が不存在となり、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理自体が実質的に困難となることなどにより、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の重大な支障を生ずるおそれがある場合をいう。同号の適用については、保管事業者の明確化や、改善命令の発出に必要な手続き、命令の履行に要する時間を含めた改善命令の発出から履行までに最低限要すると想定される期間等に鑑み、計画的処理完了期限までに確実に処分委託を終了するという観点から、個別に判断されたい。

3. 内容

ポリ塩化ビフェニル特別措置法に基づく代執行は、保管事業者の義務を代わって実施し、事後的にその費用を保管事業者から徴収するものであることから、その内容は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への処分委託及びそのための合理的な手段での収集運搬の委託が基本となる。

また、処分を命じる改善命令の一部として命令される付随的な措置（収集運搬に当たっての部分的な補修や適正処理の観点からの詳細な性状の分析等）についても、代執行によって処分等措置の一環として実施することが可能であること。

代執行として行う高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への処分委託のためにには、委託する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の重量や寸法、損傷の有無など、届出情報よりも詳細な情報が必要となる。したがって、処分期間の終了後、最終的に代執行に至る可能性を視野に入れて準備を進める場合、早期に上記の情報を適切に収集しておくことが必要であること。

代執行は、本来、保管事業者の義務であるものを代わって実施するものであることから、破産手続の終結等により法律上の義務を負う保管事業者が既に消滅し、存在となっているような場合を除き、処理責任を追求する観点から、保管事業者に対する費用の徴収を必ず実施すること。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金より処分等措置に要する費用に関して助成を受けている場合には、徴収した費用のうち助成を受けた割合に応じた額について、別に定めるところに基づき、逐次返還すること。

4. 手続

保管事業者を確知することができないときの「公告」は、都道府県の公報誌に掲載すること、都道府県の公報用の掲示板に掲示すること、代執行を実施する場所に掲示板を立てることなどの方法により行って差し支えないこと。

公告する場合における「相当の期限」は、保管事業者に代執行が実施される旨を了知

させるために必要な期限をいう。具体的な期限は、計画的処理完了期限までに残された期日及び必要な手続に応じ、適切な期限を定めて差し支えないが、可能であれば改善命令の履行期限と同程度の概ね一ヶ月程度を目安とすること。

ポリ塩化ビフェニル特別措置法第13条第3項において、費用の徴収については行政代執行法第5条の規定が準用されることから、処分等措置に要した費用の額及び納期日を定めて、処分等措置を講ずべきことを命ぜられ、又は命ずべき保管事業者に対して納付命令書を交付すること。

ポリ塩化ビフェニル特別措置法第13条第3項において、費用の徴収については行政代執行法第6条の規定が準用され、また、同条において、代執行に要した費用は国税滞納処分の例によりこれを徴収することができるとされていることから、処分等措置に要した費用の徴収については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第5章の規定に従って行うことができる。したがって、代執行費用を納付する義務があるにもかかわらず当該費用を納付しない保管事業者に対しては、差押え、質問検査、捜索などの権限行使が可能であることから、これらの手続に精通している都道府県税徴収担当部局の協力を得るなどして効果的に費用の徴収を行われたいこと。

第5 その他

都道府県がポリ塩化ビフェニル特別措置法第13条に基づく代執行を行う場合、独立行政法人環境再生保全機構に置かれているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に国及び関係事業者より出えんされた資金により、処分等措置を実施するのに必要な費用の100分の75を助成することとしている。迅速な代執行の実施のため、積極的に活用されたい。また、当該助成の申請については、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第5号の規定に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者（以下「指定事業者（※）」という。）が一元的な窓口となることから、代執行による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者との委託契約の締結前に、指定事業者に対して必要な書面を提出して申請を行い、指定事業者を通じて独立行政法人環境再生保全機構の確認を得ること。

当該基金からの助成については、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への処分委託費用、収集運搬に係る委託費用に加え、処分等措置の一環として実施される部分的な補修等の付随的措置に係る費用が対象となること。また、助成については、独立行政法人環境再生保全機構から指定事業者を経由して、都道府県に対して事後的に全体の費用の100分の75に当たる額が交付されること。

その他、助成の実施に関する細則については、独立行政法人環境再生保全機構又は指定事業者が示す要綱等を参照されたい。

なお、代執行は、本来の義務者の義務を公的機関が代行した上で、追って費用を義務者から徴収するものであるが、この場合、あくまで処分委託を行う主体は代執行を行う公的機関となるため、ポリ塩化ビフェニル特別措置法第13条に基づく代執行による処分委託に関して、中小企業者等軽減制度は法定の要件に該当しないため対象とはならないこと。

※ 平成 29 年 10 月 1 日現在、指定事業者としては、環境大臣により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社一社のみが指定されている。

(様式)

改 善 命 令 書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○号
 氏名又は名称 ○○株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、下記のとおり処分等措置を講ずることを命ずる。

なお、この命令に違反した場合には、法第33条第1号の規定により罰せられることがある。

平成○年○月○日
 ○○都道府県知事／○○市長 ○ ○ ○ ○

記

1. 講すべき処分等措置の内容

- (1) ○○県○○市○○町○丁目○号○番地において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である大型変圧器○台及びコンデンサー○台（以下「本件廃棄物」という。）に付き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと。
- (2) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。
- (3) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って詳細な性状の分析を行うこと。

2. 履行期限

平成○年○月○日 (○)

※ 処分等措置の履行の証明については、1.(1)の処分委託契約を締結した後、上記期限までに当該委託契約の契約書の写しを○○都道府県／○○市に提出することにより行うこと。

3. 命令を行う理由

貴社は、本件廃棄物の処分期間（平成28年8月1日から平成〇年〇月〇日まで）内に、本件廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなかった。これは、法第10条第1項の規定に違反していることから、法第12条第1項に該当し、改善命令の対象となる。

4. 措置を講じないとき

上記2. の履行期限までに上記1. の本命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は行為する見込みがないときは、法第13条第1項第1号の規定により、当該処分等措置の全部又は一部を〇〇都道府県知事／〇〇市長が自ら講ずることがある。

この場合、同条第2項の規定により、当該処分等措置に要した費用を貴社から徴収することがある。

5. 教示

(1) この命令についての不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定により、環境大臣【※政令市の場合は〇〇都道府県知事】に対して審査請求をすることができる。

(2) この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県知事／〇〇市長を被告として提起することができる。なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると命令の取消しの訴えを提起することができなくなる。

ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、この命令の取消しを求める訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならない。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該決済の日の翌日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなる。

以上

(担当)

〇〇都道府県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇都道府県／〇〇市 〇〇部／局 〇〇課／室
TEL：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇